

国会審議における国土交通省・地方公共団体・指定確認検査機関の
対応状況等に対する指摘について

1. 国土交通省

【検査能力の不足】

- 国土交通省は、(10月24日に別件で) 立入検査に入って耐震強度偽造問題については全く見抜けなかった。 (11月29日衆議院国交委参考人質疑)

【初期情報に対する不適切な対応】

- (イーホームズ藤田社長は10月26日に) 国土交通省あてに、構造計算図書偽造事件という非常事態が発生し、特定行政庁への通知前に一度打ち合わせしたいとメールを打った。それに対して国土交通省はそれは申請者とイーホームズ間の問題という返事をした。 (11月30日衆議院国交委一般質疑)

【対応の遅れ①：体制整備】

- 担当者からのメールも11月10日10時28分に国交省からイーホームズの藤田社長に行っているということで、非常に遅い。 (11月30日衆議院国交委一般質疑)

【対応の遅れ②：報告、情報伝達・共有化】

- 少なくとも28日から調査を開始して、これだけ重大な事案が大臣まで上がってくるのに2週間以上かかっている。大臣に早くこういう問題をすぐ上げる仕組みに直すべき。 (11月30日衆議院国交委一般質疑)

【対応の遅れ③：状況把握】

- 今日現在で倒壊のおそれのある建物に何人がお住まいになっているのか実情を把握できていないのは、事件が発生して既に1カ月近くたとうとしている中で、もっと危機感、スピード感を持って対応をお願いしたい。 (11月30日衆議院国交委一般質疑)

【不正確な情報提供】

- 11月17日の国土交通省の文書(姉齒建築設計事務所による構造計算書の偽造とその対応について)には、イーホームズからの報告事項として「10月26日4件(工事中・未着工のもののみ)」と書いてあるが、最新文書(11月29日)では、これは消されている。 (11月30日衆議院国交委一般質疑)

2. 地方公共団体

【対応の遅れ】

- 都道府県や区市において、退去勧告が出ているところもあるし、出ていないところもある。建築基準法に基づいた禁止命令や是正措置というのは、今地震が起きたら一気にいっちゃう、時間をかけていいという話じゃない。危険な建物がそこにありますよということの住民説明がとられているところもあるし、とられていないところもある。（11月30日衆議院国交委一般質疑）

【不十分な体制】

- 今の新しい法制度のもとで、神戸市などは建築審査課自身をなくしていますし、京都市などは当時三十八人ぐらいの体制があったものが十人以上減らしています。そういう中で、(地方公共団体の) 実際に現場を見る技術、能力、それが低下をしているという実態もある。（11月30日衆議院国交委一般質疑）

【その他】

- 荒川区がヒューザーの物件に建築確認をおろした。荒川区建築課の職員が、その物件に今お住まいになっている。仮に不当に安い金額で購入をされていたとか、仮に何か手心が加わっていたとか、そういうことがない場合も李下に冠を正さずでその当事者は自粛すべき。（11月30日衆議院国交委一般質疑）

3. 指定確認検査機関

【不適切な対応①：事態の認識】

- (平成16年4月に計画変更をした際、) 日本ERIは、渡辺建築士の(姉齒さんの設計はひどいよ、ほかにもあるといけないから調べた方がいいよというふうな) 貴重な指摘、これについて全く何にも当時は対応しなかった。 指摘を受けたら、前に確認をした同じ姉齒さんの設計物件について、さかのぼって眺める程度のこととするのが常識ではないか。担当官だけじゃなくて上司も含めて、なぜ計画が変更されたのか理由も聞かれなかったんですか。 (12月7日衆議院国交委参考人質疑)

【不適切な対応②：報告・情報伝達・共有化】

- (外部からの) 人命にかかわる大変な偽造がされていたとの情報が(日本ERIでは)なぜ上司に上がっていかないのか。 (12月7日衆議院国交委参考人質疑)

【対応の遅れ：国等への報告】

- (日本ERIは、) 一番最初に建築確認申請を行ったときにミスが発見され、渡辺建築士から話があったように、単に建築変更を出せばいいということの中身ではなくて、建物がすぐ壊れる、耐震強度がないという実態にあることの指摘を受けた際に、それを正しく公表し、そして取り消しを行う権限のある特定行政庁並びに国交省に届け出があったらば、少なくとも一年半前に事態は発見することができた。 (12月7日衆議院国交委参考人質疑)
- 問題を (イーホームズは10月24日に) 立入検査に入った国土交通省に対して事実を伝えることはできたはず。 (11月29日衆議院国交委参考人質疑)

【不十分な審査】

(図書の不備)

- (イーホームズは) 計算過程の最初の部分以外については十分な審査をしていなかった、国交省令で必要な認定書が添付されていないにもかかわらず独断で検査を省略していた物件もあった。 (11月29日衆議院国交委参考人質疑)

(中間検査)

- (中間検査で) 鉄筋の組んだ現場を見て、極端な物件については、そこで物差しを当てなくても鉄筋の本数ぐらいは勘定できるだろう、ピッチぐらいは、倍のピッチがあいていれば、ちょっと間隔があき過ぎるぐらいのこ

とは目で視認できる、こう思う（12月7日衆議院国交委参考人質疑）

（その他）

- 他社よりも検査を厳しくしたらお客さんは他社に行くため、各社が競い合
って検査を甘くしたり時間を短縮したりすると指摘もある。（12月7日衆
議院国交委参考人質疑）

【その他】

- 設計変更、計画変更等が行われれば、この元行政職員の方々の御指摘でい
えば、建築主、設計者、施工者、そして建築確認検査業務を行う指定確認
検査機関、この四者が一体となったならば不正並びに隠ぺいということが
可能である。（12月7日衆議院国交委参考人質疑）

4. 共通

【責任回避】

- 先週の参考人質疑、また今回の参考人質疑を見ておきますと、各当事者が
お互い責任を、うちは責任がないんだ、うちは責任がないんだというやり
方をされているという感がしてならない。国土交通省も含めて当事者が原
因を究明しようという意思があるのかということに、本当に疑問を感じざ
るを得ないというのが今の状況。（12月7日衆議院国交委参考人質疑）